

事務連絡

平成28年6月1日

中央官庁営繕担当課長 殿
各都道府県建築主務部長 殿
大臣官房官庁営繕部計画課長 殿
北海道開発局建築行政担当課長 殿
各地方整備局建築行政担当課長 殿
沖縄総合事務局建築行政担当課長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

国等の建築物又は建築設備等のみの点検を行う者の資格の取扱いについて

平成28年国土交通省告示第483号（以下「告示」という。）第2又は第4の規定により認定を受けた者が、特定建築物調査員資格者証、建築設備検査員資格者証、昇降機等検査員資格者証又は防火設備検査員資格者証（以下「資格者証」という。）の交付申請を行う場合の手続き等について、下記のとおり取扱いを定めたので通知します。

つきましては、都道府県にあつては貴管下の特定行政庁、中央官庁営繕担当課にあつては関係部局（外局等を含む。）に対しても、この旨周知くださいますようお願いいたします。

記

1. 申請方法

- ① 資格者証の交付申請は団体ごとに行うものとします。団体の所在地等に応じた申請先を別表のとおり定めておりますので、それぞれの部局に対して申請してください。
- ② 申請にあたっては、各団体において各職員の申請書を取りまとめ、別途作成した申請者一覧表（別記様式）と併せて提出してください。

2. 申請書類

- ① 申請書
（申請者1人につき、申請する資格ごとに、申請書を1通ずつ個別に作成してください。）
- ② 申請者一覧表（別記様式）
（1団体につき、1通ずつ作成してください。）

※「住民票の写し」、「登記されていないことの証明書」及び「建築物又は建築設備等の維持保全に関して2年以上の実務の経験を有していることを証明する書類」については、

申請時に各団体において、申請書の本人確認、2年以上の実務の経験の有無を慎重に判断していただき、その旨を別記様式に記載していただくことをもって、その証明といたしますので、提出は不要です。

※申請書については、建築基準法施行規則の別記様式によるものとし、特定建築物調査員の場合は第三十七号の六様式、建築設備検査員の場合は第三十七号の十様式、防火設備検査員の場合は第三十七号の十四様式、昇降機等検査員の場合は第三十七号の十八様式を使用すること。

3. その他留意点

① 資格者証の交付対象について

告示による認定を受けて資格者証の申請ができる者は、各団体の職員に限るものとします。施設管理の委託を受けている民間事業者等は対象としていません。

なお、退職や人事異動等により資格者証の交付を受けた際に所属していた団体の所属を離れる場合は、交付を受けた資格の効力を無効とします。ただし、同一団体の内部での人事異動については、団体の所属を離れていないことになるため、資格の効力は失われません。

② 申請の時期について

申請の時期については、以下のとおりとします。

・平成 28 年度：6 月 15 日～9 月 30 日

・平成 29 年度以降：4 月 1 日～5 月 31 日

③ 資格者証は 1 団体 1 交付とし、各職員に対して個別の資格者証を交付することはいたしません。

【別 表】

	申請団体	申請先
地方公共団体 (都道府県下の 特定行政庁を含む)	北海道	北海道開発局事業振興部
	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	東北地方整備局建政部
	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県、長野県	関東地方整備局建政部
	新潟県、富山県、石川県	北陸地方整備局建政部
	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	中部地方整備局建政部
	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、 和歌山県	近畿地方整備局建政部
	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	中国地方整備局建政部
	徳島県、香川県、愛媛県、高知県	四国地方整備局建政部
	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県	九州地方整備局建政部
	沖縄県	沖縄総合事務局開発建設部
中央官庁	衆議院事務局、参議院事務局、国立国会図書館、内閣 法制局、人事院、内閣府、総務省、法務省、外務省、 財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済 産業省、国土交通省、環境省、防衛省、会計検査院、 最高裁判所	関東地方整備局建政部

※地方公共団体においては、団体ごと（都道府県単位、市町村単位）に申請してください
（各都道府県を経由する手続きではありません。）。

※中央官庁においては、それぞれの地方出先機関等に所属する職員の申請もとりまとめ
たうえで申請してください。